

保 管 依 頼 書

令和 年 月 日

大津市長

下記売払物件について、売払代金納付後、引渡しを受けるまで大津市に保管を依頼します。

引渡しを受ける前に下記売払物件が破損、紛失などにより損害を受けても、大津市が一切責任を持たないこと、および下記条件の事項について同意します。

記

1 売払物件 物件番号

物件名

保管依頼 令和 年 月 日まで

※保管依頼は、売払代金納付日から2か月以内です。

2 同意する条件

- (1) 保管に際し、大津市が一切の責任を持たないこと。
- (2) 売払代金納付後に保管のための費用が発生した場合、そのすべての費用は落札者の負担とする。
- (3) 原則として保管維持にかかる作業（色あせ防止等）は、落札者の負担で対応する。
- (4) 売払代金納付日から2か月を超えて受け取らない場合は、大津市は市有財産売買契約を解除し、当該契約に基づき、売払代金から契約保証金および必要な場合は損害賠償金を徴収する。

買受人住所

買受人氏名

電話番号